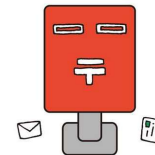


田布施町小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金

令和 2 年 2 月から 5 月までのいずれかの月の売上げが、前年同月比で 20%以上減少した小売り・飲食店・サービス業等の事業者に対し、1 事業者あたり一律 20 万円を交付します。

また、町内の店舗等を賃借して上記期間に発生する賃料が 5 万円を超えている場合、給付金額に 5 万円を加算します。



趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、消費者が生活維持のために必要なものを除いた外出を自粛したことを受け、売上げ減少等の影響が大きい町内の小売りや飲食店、サービス業等を営む事業者に対し、事業の継続を支援するために給付金を交付します。

給付金額

1 事業者あたり一律 20 万円（1 事業者 1 回限りの交付）

なお、町内に所在する店舗等を親族を除く第三者から賃借しており、令和 2 年 2 月から 5 月までの期間に発生する賃料が 5 万円を超えている場合、上記給付金額に 5 万円を加算します。

※複数の店舗等を経営している事業者であっても 1 事業者分の給付金の交付となります。

対象事業者

町内に対面販売・対面サービスを提供する店舗・事務所を有する下記の業種を対象とします。

分類	対象業種
小売業	「田布施町小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金 対象業種詳細分類表」を参照してください。
宿泊業・飲食サービス業	
生活関連サービス業	
その他（飲食卸売・生活交通・観光・イベントに関する業種）	

給付要件

- ▶ 2019 年以前から事業による収入（売上げ）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ▶ 令和 2 年 2 月から 5 月までのいずれかの月で町内に所在する店舗等の売上高が前年同月比で 20%以上減少している事業者（前年期間途中の新規開業の場合は特例あり）
- ▶ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと

提出書類

下記の申請書及び添付書類を郵送にて田布施町小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金受付事務局（田布施町商工会）に提出してください。

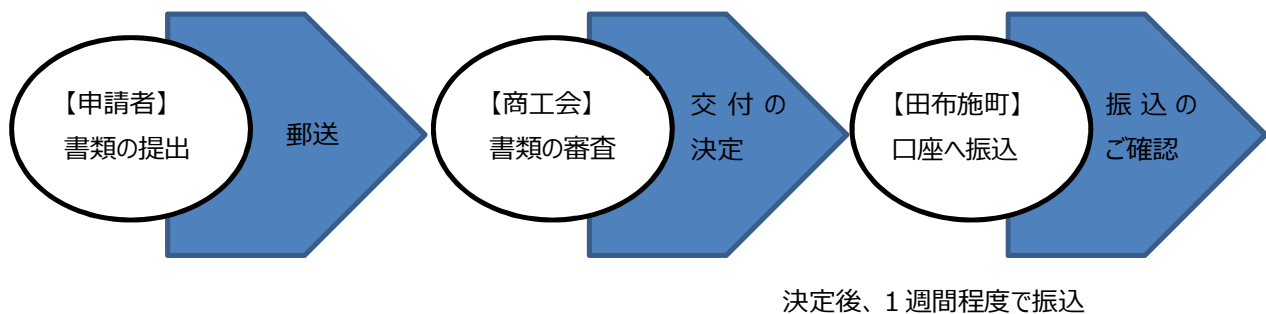
なお、下記の申請書類がない場合は、給付金の交付は受けられませんので、書類の添付漏れにはご注意ください。

- ▶ 田布施町小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金交付申請書兼請求書（両面 1 枚）
- ▶ 令和 2 年 2 月から 5 月までのいずれかの月で町内に所在する店舗等の売上げが前年同月比で 20%以上減少していることが確認できる書類（前年と今年の売上げ台帳の写し等）
- ▶ 2019 年（法人の場合は前年事業年度）の収受日付印（e-Tax の場合は「受信通知」）のある確定申告書類の写し（申告書に収受日付印または「受信通知」のいずれも存在しない場合は特例あり）
- ▶ 町内店舗等における分類した業種の営業実態が分かる確認書類
（例）店舗等の所在入りの請求書や領収書等、各種営業許認可証・開業届等
- ▶ 本人確認書の写し
【法人事業主の場合】 法人謄本又は抄本
【個人事業主の場合】 運転免許証または住民票
- ▶ 《給付金加算適用（+5 万円）の場合》
契約名義、店舗等の所在、契約期間、賃料が分かる賃貸借契約書等の写し
- ▶ 振込先口座通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人等が分かるもの）

交付の決定・支払い

申請書を審査の上、交付の決定を行い、通知書を申請者に郵送します。交付決定後、申請書兼請求書に記載された指定口座に給付金を振り込みます。口座振込までの期間は、町による交付決定後、1 週間程度です。

〈申請から給付金交付までの流れ〉



申込方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送でお申込みください。

なお、提出先は「田布施町商工会」となります。ご注意ください。

（提出先） 〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 814-1（田布施町商工会）
田布施町小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金受付事務局 宛て

申込受付期間

令和2年5月28日（木）～7月10日（金）当日消印有効

問合せ先

▶受付窓口 田布施町商工会 TEL：0820-52-2983

※申請手続きに関するご相談について、やむを得ず対面での相談を希望される場合は予約制とさせていただきますので、事前に上記問合せ先までご連絡ください。

▶事業について 経済課 TEL：0820-52-5805